

奈良県告示第二百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大和高原北部土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

平成三十年十一月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の名、氏名及び住所

理事	辻 太郎	奈良市邑地町一五三一
〃	中窪 忠司	〃 丹生町一一二二
〃	東出 守正	〃 〃 一三〇四
〃	高嶋 和美	〃 月ヶ瀬石打四四三
〃	上本 多雄	〃 月ヶ瀬桃香野四五三一
〃	小西 功	〃 月ヶ瀬長引四三六一
〃	西田 勝文	〃 都祁甲岡町九三―三
〃	吉井 博俊	〃 都祁白石町二五〇三一
〃	北森 隆	〃 都祁南之庄町八〇
〃	中嶋 茂樹	〃 都祁吐山町二三九三―二
〃	笠谷 精文	〃 針町二七―七
〃	窪田 政倫	山辺郡山添村大字三ヶ谷六二一
〃	中岡 宏	〃 大字北野一三―三
〃	寺畑 恭典	〃 大字春日一八九一
〃	木寅 久	〃 大字大塩四〇九
〃	下村 雅清	宇陀市室生上笠間三二三〇
〃	藪内 延昭	天理市山田町二一一二
〃	津山 恭之	京都府木津川市加茂町例幣正等庵七
〃	並河 健	天理市田井庄町五四六
〃	竹内 幹郎	宇陀市榛原上井足一一七〇
監事	岡田 一夫	奈良市水間町七〇八―三
〃	杉野 文隆	〃 月ヶ瀬月瀬一九五
〃	橋詰 昭美	〃 都祁馬場町五八七―二

二 就任役員の役名、氏名及び住所

杉本 和雄	山辺郡山添村大字勝原一―一二
今井 康富	宇陀市室生下笠間二六七―一
理事 辻 太郎	奈良市邑地町一五三一
中窪 忠司	〃 丹生町一―一二
東出 守正	〃 〃 一三〇四
殿木戸 崇	〃 月ヶ瀬石打二八四五
上本 多雄	〃 月ヶ瀬桃香野四五三一
阪本 達弘	〃 月ヶ瀬尾山二―四三
東畑 哲雄	〃 都祁白石町二五三
山本 博文	〃 都祁吐山町四二七
笠谷 精文	〃 針町二七―七
北森 好男	〃 都祁友田町七二八
木村 好成	〃 針ヶ別所町七〇二及び七〇三
森中 利也	山辺郡山添村大字菅生一五四―一
福田 義彦	〃 大字北野一二五四―一
寺畑 恭典	〃 大字春日一八九―
今井 良幸	〃 大字大塩一五四九
下村 雅清	宇陀市室生上笠間三二三〇
南浦 祥登	奈良市学園中四―五四〇―一〇―一一九
津山 恭之	京都府木津川市加茂町例幣正等庵七
並河 健	天理市田井庄町五四六
高見 省次	宇陀市榛原天満台東二丁目八―五
監事 岡田 一夫	奈良市水間町七〇八―三
窪田 良蔵	〃 月ヶ瀬月瀬三一〇
今井 達昌	〃 藪生町二〇一六―二
森浦 崇剛	山辺郡山添村大字勝原一―八三
今井 康富	宇陀市室生下笠間二六七―一